

川崎市告示第263号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、令和7年川崎市告示第327号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年5月1日

川崎市長 福田 紀彦

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

稗原団地自治会

(2) 事務所の所在地

川崎市宮前区菅生3丁目43番22-1号

(3) 代表者の氏名

金子 督

(4) 代表者の住所

川崎市宮前区菅生3丁目30番9号

2 変更事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「佐野 浩己」を「金子 督」に改める。

「川崎市宮前区菅生3丁目43番37号」を「川崎市宮前区菅生3丁目30番9号」に改める。